

山陽小野田市子育て女性等就職応援事業委託業務仕様書

1 事業名・業務名

山陽小野田市子育て女性等就職応援事業委託業務

2 目的

急速な少子・高齢化の進展にともない労働力人口の減少が見込まれる中、女性の就業を促進するとともに、女性が就業意欲を失うことなく、健康を保持増進し、その能力を伸張・発揮できる環境を整備する必要があることから、結婚、出産等による離職から再就職を希望する女性を対象に、就業するために必要な知識、技能を習得できる機会を提供し、地元事業所で就業できるよう事業を実施する。

3 事業期間・業務期間

契約日から令和2年3月31日まで

4 事業場所

原則、山陽小野田市内とする。

5 事業委託内容

(1) 募集対象

結婚、出産等による離職から再就職を希望する女性

*原則、山陽小野田市内在住者とする。

(2) 募集方法

受講者の募集に当たっては、文書の配布やインターネットによる公募など、広く周知を図ること。

(3) 研修内容

ア OFF-JT（基礎研修）

OFF-JT（就職基礎力講座、就職実践講座、パソコン講座等）による技能・資格等の習得支援を行う。

イ OJT（職場体験研修）

OJT（企業での実践体験）を実施することにより、職業能力を高め、地元企業への就職・定着を図る。

※講習時間は合計60時間以上とし、15日以上実施すること。うち「イ
OJT（職場体験研修）」については、5日間程度実施すること。

(4) 託児サービス

研修期間中は、託児を希望する受講者に対して、無料の託児サービスを提供すること。

(5) その他

ア 受講者に対して、仕事と家庭の両立のため、保育制度や支援制度などの相談及び必要な情報提供など十分に配慮すること。

イ 上記目的を達成する方法でより効果が高い企画を提案すること。

ウ 次のような再就職支援を実施することにより、業務受託期間が満了した後も受講生のうちで未就職求職者の再就職が確実に見込まれる事業であること。

- ① 山陽小野田市内における求人の開拓
- ② 受講者の意向・適性に配慮した職業紹介など、就職支援の実施
- ③ 未内定者の就職フェアへの誘導など、企業とのマッチング強化
- ④ 内定者(就職決定者)に対するキャリアカウンセリングの実施など、職場定着支援

■事業内容の例

1 基礎研修（OFF-JT）

(1) 就職基礎力研修

ビジネスマナー等の就職基礎力養成講座

(2) 実践研修

ア パソコン講座

イ グループワーク等ビジネススキルアップ講座

2 職場体験研修（OJT）

(1) 受託者が、受講生の受け入れ企業を確保し、その中から受講生自らが選択した企業で実施する。

5 事業指標（目標）について

対象受講者：10名以上

就職決定率：80%以上

※対象受講者のうち業務委託期間満了時における就職決定者の割合。

6 事業費に関する事項

本業務に要する経費は、「研修費」及び「その他経費」とする。

「研修費」には、事業実施に当たる職員や講師等の人件費・報酬を含むものとする。

(1) 委託事業に係る経費には、事業の実施に必要な機械・器具のレンタル料、消耗品代等を含むが、機械・器具等の財産の購入については、取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものとし、原則としてリースあるいはレンタルで対応すること。

なお、リース契約においては、入札の実施や複数の者から見積書を徴取する等により適正に取り扱うとともに、リース契約終了後、貸し手にリース物件を返還する（所有権の移転が生じない）内容の契約とすること。

(2) 市は、受託者が実施する業務の内容が本仕様書に適合しないときは、委託契約額の一部又は全部を返還させる権利を有するものとする。

(3) その他、対象となる経費に関する疑義については、個別に問い合わせることとする。

7 その他

(1) 研修に必要な備品等

研修に必要な場所や備品類（机・パソコンなど）は、受託者において準備するものとする。ただし、雇用能力開発支援センターを使用する場合は、市へ申し出ることにより使用できるものとする。

また、パソコンを使用した講習を実施するに当たり、インターネットへ接続する場合は、その接続環境を受託者で整備すること。

(2) 安全衛生

研修の実施に当たっては、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づき、研修実施中の研修生の安全衛生について、十分配慮すること。

(3) 禁止事項

次に掲げる事項は、禁止とする。

ア 研修生以外の者が、本業務の研修を受講すること。

イ 研修生を本業務の研修に関係のない業務に従事させること。

(4) 個人情報の取扱い

委託業務の性格上、求職者の個人情報を取り扱うことから、受託者は本業務に従事する者に対して守秘義務を課すこと。また、この守秘義務は、業務終了後においても同様とする。

(5) 権利の帰属

成果品の著作権は、市に帰属するものとする。なお、著作権人格権は行使しない。

(6) 仕様書の変更等

本仕様書の記載事項を変更する必要があるときは、市と受託者の協議により、行わなければならない。

(7) 資料の提供

市は、受託者が本業務を実現するに当たって必要と認める資料を、受託者に無償で貸与することとし、受託者は、提供を受けた資料が不要となったときは、遅滞なく市に返還しなければならない。

(8) 事業報告

本事業終了後、速やかに実績報告書を作成し、市へ提供すること。

(9) その他

本仕様書に定めのない事項について疑義等が生じたときは、市と受託者の協議により定めるものとする。